

通学部会中間報告

- 第1回：平成29年11月13日 「通学経路と通学方法について」
第2回：平成29年12月18日 「2小・3小校区の通学環境について」
第3回：平成30年1月12日 「『高塚橋』、『大城橋』周辺の安全対策について」

《全体》

他町の管理する道路を通ることについては、安全対策の観点から候補から外して考えていくこととし、今後は「高塚橋」、「大城橋」の二つのルートに絞って検討を進める。

《高塚橋》

警察との協議については、まずは一方通行規制を行うことは可能なのかを聞く。

一方通行規制については、高塚台から中山台方向を停める方向とし、地域への働きかけは事務局にゆだねる。構造、強度の面で可能であればガードレールを希望し、無理であれば縁石で対応してもらう。

《中山台》

登校時に高塚橋通過後にある三叉路の横断歩道は出来るだけ短くなるよう改良する。

《立哨》

人数の確保などの負担を極力抑えることに配慮した通学路を選定する。

《スクールバス》

バスの出発時刻に併せて子どもを送り出すことになり、学校活動や連絡事項等での不手際など学校教育に支障が出るのであまり好ましくないのではないかと。

《電話ボックス》

電話ボックスは撤去の方向で検討してもらう。

《街路樹》

街路樹の撤去について、既設の経路に関しても検討してもらう。

《警察との協議》

高塚橋に規制をかけることは時間規制、一方通行規制（高塚台から中山台への通行を規制）のどちらでも可能であるが、地域住民への説明・意思確認・周知をしてから要望となる。

一方通行規制により設置できる歩道部分を「たまり」として考えることで横断歩道の設置も可能となる。

公安委員会での協議、警察での予算化の都合から平成30年4月頃に要望書を西和警察に提出する必要がある。